

滝川市保育所の保育料負担区分表

利用者負担の所得階層区分の決定は、市民税所得割課税額を基に区分します。

税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金特別控除・寄附金控除等）は適用されません。

- ・4～8月分は前年度市民税課税額、9～3月分は当年度市民税課税額が算定対象となります。
- ～それぞれ該当となる年度に発行の納税通知書等（特別徴収額の決定など）をご確認ください。
- （6月の賦課決定後に9月分からの利用料の見直しを行います。）

（単位：円）

階層区分	定義	保 育 料（月 額）			
		3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0	0
第2	市民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	市民税所得割課税額 48,600円未満	17,500	17,200	0	0
第4	市民税所得割課税額 97,000円未満	27,000	26,500	0	0
第5	市民税所得割課税額 169,000円未満	40,000	39,300	0	0
第6	市民税所得割課税額 301,000円未満	54,500	53,500	0	0
第7	市民税所得割課税額 397,000円未満	72,000	70,700	0	0
第8	市民税所得割課税額 397,000円以上	72,000	70,700	0	0

◎ 母子世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯の場合は、下記の表により計算することとなります。

（単位：円）

階 層 区 分	保 育 料（月 額）			
	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0	0	0	0
第3階層	8,000	7,800	0	0
第4階層 市民税所得割課税額 77,101円未満	8,000	7,800	0	0

◎保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援等（以下「保育所等」とします）を利用しているきょうだいがいる場合は、下記の表により計算することになります。

ア 保育所等を利用している児童のうち、年長者（該当者が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。）	保育料負担区分表に定める額
イ 保育所等を利用している児童であってア以外の児童のうち、年長者（該当者2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。）	保育料負担区分表の2分の1の額
ウ 保育所等を利用している児童であって、ア、イ以外の児童	無 料

◎上記の表中第2階層から第4階層（市民税所得割課税額57,700円未満）の世帯は、下記の表により計算することになります。

A. 第1子の児童	保育料負担区分表に定める額	
B. 生計を一にする兄弟姉妹がいて、第2子の児童	母子世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯	無 料
	上記以外の世帯	保育料負担区分表の2分の1の額
C. 生計を一にする兄弟姉妹がいて、第3子以上の児童	無 料	

◎ 延長保育（中央・二の坂・一の坂及び花月保育所にて実施。）に伴う料金は、月額2,500円となります。

（ただし、第1階層に該当する場合は全額免除、第2階層に該当する場合は、月額600円となります。）

※ 3歳以上児については、階層区分にかかわらず主食費として月額1,600円、副食費として月額4,500円（ともに消費税含む。）が加算されます。（ただし、年収360万円未満相当世帯の児童及び保育料算定上第3子以降の児童については、副食費の徴収が免除となります。）

※ 年度の途中で3歳に到達した場合でも、その年度の保育年齢区分は2歳児のままとなり、保育料も引き続き3未満児の額が適用されます。